

熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第 16 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、熊本県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成 28 年 4 月国税庁告示第 9 号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 12 月 15 日までの間に到来するものについて、平成 28 年 12 月 16 日とする。

平成 28 年 10 月 17 日

国税庁長官 迫田 英典

都道府県名	地域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町